

平成22年12月10日（金曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成22年第4回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（18名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間 洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野 章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長	大橋健男君
副 町 長	西村晃一君
総務課長	佐藤幹夫君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西 傳君
会計管理者	大友 忠君
会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野 茂君
参事兼総務管理班長	櫻井一夫君
教 育 長	米川 稔君
教育課長	亀井 純君

生涯学習班長	阿部利夫君
学校教育班長	児玉藤子君
選挙管理委員会事務局長	中村寛君

---

事務局職員出席者

事務局長	高平功悦
主幹	佐々木弘子

---

議事日程（第1号）

平成22年12月10日（金曜日） 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

12月10日から12月15日までの6日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 陳情 第2号 「現行保育制度を堅持し、拡充を求める意見書」の提出を求める陳情について（継続審査）

〃 第 5 請願 第2号 「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める請願について

〃 第 6 請願 第3号 「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」の採択を求める請願について

〃 第 7 請願 第4号 「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願について

〃 第 8 陳情 第3号 帰命院地区テレビ共同受信組合に対する補助についての陳情について

〃 第 9 報告 第5号 平成21年度松島町教育委員会教育行政点検評価について

〃 第10 議案第78号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【松島町運動公園（管理事務所、多目的広場、野球場、テニスコート等施設）】

〃 第11 議案第79号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【松島町運動公園（温水プール施設）】

- 〃 第 1 2 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について（朗読説明）  
【三浦墓地】
  - 〃 第 1 3 議案第 8 1 号 指定管理者の指定について（朗読説明）  
【古浦墓地】
  - 〃 第 1 4 議案第 8 2 号 平成 2 2 年度松島町一般会計補正予算（第 4 号）について（朗読説明）
  - 〃 第 1 5 議案第 8 3 号 平成 2 2 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について（朗読説明）
  - 〃 第 1 6 議案第 8 4 号 平成 2 2 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について（朗読説明）
  - 〃 第 1 7 議案第 8 5 号 平成 2 2 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について（朗読説明）
  - 〃 第 1 8 議案第 8 6 号 松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 〃 第 1 9 議員提出第 1 0 号 松島町議会議員の定数に関する条例一部改正について（朗読説明）
  - 〃 第 2 0 議員提出第 1 1 号 松島町議会委員会条例の一部改正について（朗読説明）
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 平成22年第4回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせします。

■■■■■■■■■■ほか1名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今日は、15番菅野良雄議員、16番今野 章議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの6日間にしたいと思いを。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの6日間に決定しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長よりあいさつと行政報告をお願いします。町長。

○町長（大橋健男君） 本日は、第4回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、あいさつと町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、報告が1件、指定管理者の指定が4件、補正予算が4件、人事案件が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成22年9月3日以降の町政の諸報告につきまして、簡

単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月3日には第3回松島町議会定例会を招集し、22日までの会期において、松島町都市公園条例等の改正、補正予算及び各種会計決算認定についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

9月15日には第53回敬老会を開催し、77歳以上の方2,078人をお祝いいたしました。

9月22日には、高齢者の交通事故防止のほか5項目にわたる重点目標に秋の交通安全町民総ぐるみ運動出発式を行いました。

10月1日には、環境保全米プロジェクト収穫体験ほか試食会に出席し、公募による愛称が決定した「ササニシキ めごの舞」「ひとめぼれ いろはの舞」のおいしさに改めて感銘を受けたところでございます。

10月5日には、第4回松島町議会臨時会を招集し、松島第一小学校体育館建設工事請負契約につきましてご承認をいただきました。

10月13日には、宮城県町村会臨時総会が開催され、平成21年度宮城県町村会一般会計歳入歳出決算承認などが審議、承認されました。

10月30日～31日には第32回町民文化祭を開催し、各種教室、団体、愛好会などから幅広く町民の方が参加され、発表会、展示会が行われました。

10月31日には、「2010まつしま産業まつり」が開催され、40店舗が出店し、野菜や果物、旬のカキ、木工品などが展示即売されました。

11月4日から5日にかけて、本町において第23回「奥の細道」松島サミットが開催され、自治体を含む27団体が参加しました。パネルディスカッションには350名の観客の方が来られまして大変盛況でございました。次期開催地を岐阜県関ヶ原町に決定いたしました。

11月22日には第5回議会臨時会を招集し、給与条例等の改正、補正予算についてご審議をいただき、承認をいただきました。

11月23日には、第5回目となる松島大漁かきまつりin磯島が開催され、あいにくの悪天候にもかかわらず、大勢の方でにぎわいました。

同じく23日から24日にかけて、ロシア・ニジェゴロド州政府職員が宮城県の研修員受入事業の一環として来町し、町観光行政の研修や瑞巖寺、円通院ほかを現地視察行いました。

12月1日にはNHKホールで全国町村長大会が開催され、その後、宮城県選出国會議員に対する要望活動等を行いました。

次に、要望等についてであります。東北地区港湾整備促進協議会要望のほか6件の要望書を関係機関に提出しております。

このほかの報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

○議長（櫻井公一君） これで町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告を行いたいと思います。

お手元に配付しておりますので、概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。9月28日、10月21日、11月19日に例月出納検査の報告をいただいております。

請願・意見書等の受理は7件であります。内容は記載のとおりであります。

意見書等の処理であります。記載のとおり3件をそれぞれ処理しております。特に11月22日に原案可決されたTTP交渉への参加を行わないように求める意見書について、国に対し速やかに意見書を提出しております。

行政視察であります。9月27日に七ヶ浜町議会のほか7市町より行政視察に来町しております。

会議等であります。9月3日の第3回松島町議会定例会を含め、総件数で41件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載内容のとおりであります。

なお、11月3日より20日まで、12行政区において議会報告会を開催しており、参加者総数は247名でありました。ご苦労さまであります。

議会だよりの発行であります。11月1日に第104号が発行されております。議会広報発行対策特別委員の皆様には大変ご苦労さまでした。

議員・委員派遣についてであります。ゲーミング・エンターテイメント複合施設誘致に関する議員派遣が10月に3回、その他の派遣は記載のとおりであります。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告を求めます。

初めに、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番、今野でございます。

それでは、宮城東部衛生処理組合議会の内容につきまして、ご報告させていただきたいと思っております。

平成22年10月5日午後3時より、第3回の組合議会が開催されております。

その定例議会に出されました議案は2件でございますが、一つは、平成21年度宮城東部衛生処理組合会計歳入歳出決算の認定でございます。

二つ目は、平成21年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第1号）と、この2件でございます。

歳入歳出決算の認定の状況でございますが、平成21年度の決算規模は、予算現額で9億9,825万4,000円に對しまして歳入決算額で10億14万1,094円、歳出決算額では9億1,671万2,849円、歳入歳出決算額の差引額は1,671万2,849円となっております。そのうち840万円を基金に繰り入れする措置を行っているところでございます。決算額を前年度と比較いたしますと、歳入で22.19%、歳出で22.7%減となっております。

減額の主な要因といたしましては、負担金、特に投資的経費の負担金及び塵芥処理施設整備及び埋立地施設整備事業に係る交付税算入分の負担金の減額によるものであるということになっております。

引き続きまして、補正予算関係でございますが、補正予算の（第1号）につきましては、21年度決算を受けまして、歳入において繰越金831万1,000円及び預金利子2,000円を増額補正したものでございまして、合計、同額の831万3,000円を基金繰入金より減額したものでございました。

なお、平成21年1月1日現在におけますそれぞれ負担金の割合でございますけれども、人口割算定の基礎数、管内人口13万3,540人に對しまして、松島町は1万5,736人ということで、比率は11.7837%ということになっております。

また、負担金の内訳といたしましては、実績割4,342万7,054円、投資的経費分で994万1,436円と、こういう内容になっております。

松島町からのごみの搬入状況でございますけれども、平成19年、20年、21年と、この搬入の状況を見ますと、総量では全体として減ってきていると、そういう傾向がうかがえる内容になってございます。

第3回の定例会の報告につきましては以上でございますが、引き続き11月29日午後4時から第1回の臨時議会が開かれましたので、その内容についてご報告をさせていただきます。

議案の内容につきましては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございました。

改正の主な内容は、民間給与との格差を是正するため、人事院勧告に準じた一般職の職員の給



料、期末手当等について改正を行ったものでございます。期末手当及び勤勉手当の改定による職員1人当たり平均減額は、期末手当で5万1,404円、勤勉手当で1万6,222円の合計6万7,626円、また、55歳を超える特別調整額の1.5%減に係る職員は1名で、約4万5,000円の減になるとの説明でございました。

その他、俸給表の改定、年齢43歳に満たない職員の1号俸昇給、単純労務職員の給与規定などの改定が行われた内容でございました。

以上で東部衛生処理組合の議会の報告を終わります。

○議長（櫻井公一君）　ご苦勞さまでした。

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。5番阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君）　5番阿部でございます。私の方から、塩釜地区環境組合の報告をさせていただきます。

組合議会は、去る10月4日に開催されました。まず、業務実績についての報告があり、平成22年4月から8月までの実績であります。

塩釜地区環境センターの搬入は、し尿及び浄化槽汚泥の搬入は、松島町の2,079トンを含め総量で5,201.57トンでありました。前年対比で7.2%の減となっております。

塩釜斎場につきましては、平成22年8月末までで、松島町の72件を含め総計834件で、前年対比で31件の増加となっております。

決算について御報告いたします。

決算の概要であります。歳入決算額は執行率100.4%で、4億30万8,275円、歳出決算額は3億9,170万9,921円となり、歳入歳出差引額は859万8,354円でありました。

歳入は分担金及び負担金、繰入金がそれぞれの減額となっており、これらは複数年契約の実施や運転方法の見直しを図るなど経費節減がなされたものであります。

歳出につきましては、火葬場建設事業費が増額となりましたが、派遣職員人件費負担金の減額、入札による燃料費や医薬材料費の減少で、歳出全体の額では592万612円、率で1.5%の歳出減となっております。

この決算収支による余剰金859万8,354円は、全額を財政調整基金へ積み立てするものとなっております。

続きまして、11月29日、臨時議会がありました。その報告をさせていただきます。

1、職員の給与に関する条例、2、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改

正する条例の2件でありました。

改正の内容は、職員の給与に関する条例の第1条で、40歳以上の職員に限定した給料の引き下げ、平均で0.1%の減、55歳を超える職員の給料等の一定率の引き下げ1.5%の減、平成22年度の期末手当では現行の1.5カ月から1.35カ月へ、勤勉手当は現行の0.7月から0.65月に変更すること。以上が12月1日改正となります。職員の給与に関する条例の第2条では、平成23年度以降については、期末手当が6月期には1.25月から1.225月となり、12月期には1.375月と改正になりました。勤勉手当も6月期には0.65月から0.675月となり、12月期には0.675月と改正されたものがございます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。平成18年度の給与改正における経過措置について給料法の改正率を踏まえ、引き下げたものとするものでありました。

以上でございます。組合議員は高橋辰郎議員、そして阿部幸夫でございます。以上、報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） それでは、平成22年第3回塩釜地区消防事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。

会議日には22年10月4日午後1時から、塩釜地区環境センター大会議室で開催されました。現在、消防事務組合の本部庁舎建設中でございますので、私たち消防事務組合の会議は、今現在、塩釜地区環境組合の会議室で行っております。

今回の付議事件につきましては、平成21年度塩釜地区消防事務組合一般会計決算認定について、平成21年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計決算の認定について、平成21年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計決算の認定について、続きまして、塩釜地区消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例、塩釜地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の5案件でございます。

内容につきましては、一般会計につきましては、歳入決算額が20億4,869万3,637円でございます。歳入歳出差引額は1,857万3,342円でございます。

また、歳入歳出決算額を前年度と比較いたしますと2,136万7,590円の増加となり、義務的経費であ

る人件費、公債費が前年比で0.1%増加し、施設整備等の投資的経費が19.9%減少しております。

平成21年度中の主な消防施設整備事業といたしましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、多賀城消防署配備の高規格救急自動車を更新したほか、利府消防署配備の消防ポンプ自動車、指揮車の更新及び多賀城署配備のはしご車のオーバーホール修繕を行うとともに、防災拠点としての消防本部庁舎の建てかえに伴う基本計画作成に当たっております。現在、建設中がございます。

以上、一般会計の収支につきましては、歳入歳出差引額1,857万3,342円の歳計剰余金が生じたので、これにつきましては全額財政調整基金に繰り入れするものでございます。

次に、平成21年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計決算につきましては、歳入決算額は1億2,300万7,453円であり、歳出決算額は1億1,825万3,313円で、歳入歳出差引額は475万4,145円でございます。

歳入決算の状況につきましては、構成市町からの分担金及び負担金が1億1,639万円で、歳入全体の94.6%を占め、繰越金が633万6,198円で5.2%、諸収入が27万6,260円で0.2%となっております。

歳出につきましては、職員等の人件費が6,766万58円、主治医による意見書作成等の物件費が4,514万2,741円、補助費等が635万514円となっております。

収支につきましては、歳入歳出差引額475万4,145円の決算剰余金が生じたので、全額を翌年度に繰り越したものでございます。

次に、平成21年度の塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計決算につきましては、歳入決算額が382万9,713円で、歳出決算額が296万5,142円でございます。歳入歳出差引額は86万4,571円でございます。

歳入決算状況につきましては、構成市町からの分担金並びに負担金316万7,000円で、歳入全体の82.7%を占め、繰越金が66万2,713円で17.3%となっております。

歳出につきましては、職員の人件費が213万9,563円、主治医による意見書作成等の物件費が16万2,866円、補助費等が66万2,713円となっております。

歳入歳出差引額86万4,571円の決算剰余金が生じましたが、介護認定審査事業特別会計同様、全額を翌年度に繰り越したものでございます。

以上の決算審査につきましては、全員賛成で可決されております。

なお、議案の条例改正等につきましても、全員賛成で可決されております。一般質問につきましては、塩釜の中川邦彦議員が3件の一般質問を行い、審査は原案どおり可決されましたので、報告させていただきます。

塩釜地区消防事務組合議員、太齋雅一、高橋幸彦。

以上です。

なお、11月29日、臨時議会が10時から開催されました。内容につきましては、東部衛生組合、環境組合等の内容と同様の内容を審査いたしました。以上です。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

---

---

日程第4 陳情第2号 「現行保育制度を堅持し、拡充を求める意見書」の提出を求める陳情について（継続審査）

○議長（櫻井公一君） 日程第4、陳情第2号「現行保育制度を堅持し、拡充を求める意見書」の提出を求める陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成22年第3回定例会に陳情が提出され継続審査となって第2常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査報告を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。報告をいたします。

第2常任委員会陳情審査報告書。

1、件名。陳情第2号「現行保育制度を堅持し、拡充を求める意見書」の提出を求める陳情について。

2、審査期日・場所は記載のとおりであります。

3、出席議員は記載のとおりでございます。

4、出席を求めた者。陳情者、宮城県保育関係団体連絡会事務局長■■■■氏。

5、採決の結果。採択すべきもの。

6、審査の概要。平成22年9月21日に当委員会に付託された陳情第2号「現行保育制度を堅持し、拡充を求める意見書」の提出を求める陳情についての審査概要は次のとおりである。

当委員会では審査を行うに当たり、上記陳情者に出席を求め、陳情の趣旨説明を受けた。主な質疑・意見は下記のとおりである。

宮城県保育関係団体連絡会はどのような組織なのか。

答弁。よりより保育環境構築を目指そうとしている個人及び法人から成る20団体が加盟する任意団体であり、年1度の保育研修会の開催や、必要に応じて会員間の情報交換等を実施しております。

平成20年3月25日付で、同趣旨の陳情が松島町議会に提出され、一部採択となっている。今回再度陳情提出の理由は何か。

答弁。国では保育制度の改革を進めており、平成23年通常国会に法案を提出、平成25年の施行を目指すとなっているものです。この保育制度改革の中で考えられている新システムでは、幼稚園・保育所の一体化や直接契約・直接補助方式の導入等を行うものです。以上のような施策は市町村の責任をあいまいなものとし、社会的弱者と言われる低所得者層や虐待児等との格差を生む原因となりかねない。また、安心こども基金の活用が今年度で終了することも不安材料である。以上の点を踏まえ、再度陳情を行うものであります。

項目①に「現行保育制度を堅持・拡充すること」とあるが、ここでの拡充とはどのようなことを言っているのか。

答弁。待機児童の解消を図るため、保育所施設の整備に万全を期すことであり、保育所の新設及び増設を行っていくことであります。

陳情項目の中でわかりづらい文章表現が見受けられる。例えば⑤の「～方式を基本とした保育制度改革は行わないこと。」とあるが、「～方式導入を基本とする保育制度改革は行わないこと。」とした方がよいのではないか。

答弁。十分吟味した上で、文書化したつもりである。文章表現については松島町議会に一任いたします。

この後の審査で、各委員より次のような意見が出された。

1つ、子供の健康や心身の発達、安全面など、環境整備のためにも現在の保育制度を拡充し、最低基準を堅持すべきであるとの声が多かった。

2、子育てにかかわる保護者負担を軽減し、仕事と子育ての両方ができるような環境を整備すべきである。

3、公立保育所は一般財源化されている。民間保育所については、現行の運営費に対する補助金制度をこれまで以上に拡充すべきであるとの意見が多かった。

4、直接契約・直接補助方式を基本とする保育制度は、低所得者にとって格差が生じるので、改革は慎重にすべであるとの意見が出された。

その後、陳情趣旨については、各委員より大筋賛意が示されたが、項目の文言の一部にわかりづらい表現があると指摘があった。このことについて、陳情者の同意も得ているので、陳情の願意は変えることなく、文言の一部修正をして、意見書を提出すべきとの声があり、採決を行ったところ、全会一致で採択すべきものと決した。

なお、参考資料といたしまして、規制改革推進のための第2次答申に基づきまして、子ども・子育て新システム検討会議から提出された「子ども・子育て新システムの基本的方向」を添付いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 採択に至るまで、審議ご苦労さまでございました。

我が町では、待機児童ゼロと理解しておりますが、待機児童の実態、なしということであろうと思いますが、将来展望を踏まえた上での論点が何かあったかどうかお聞かせください。

2つ目は、こども園構想と陳情・請願との絡み合いで何か意見交換があったのかと。どのような視点で論議をされましたか、お聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 質問の1番でございますが、待機児童の現状についてということでしたが、審査の段階では出でおりませんでした。

また、質問2のこども園についても深く追及はございませんでした。ただ、認定こども園についてはこれまでいろいろ話題に出ておりましたので、意見の中では若干触れたかもしれません。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 尾口であります。一、二点お聞きします。

この陳情にあります児童福祉法24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すべきというふうなことでありますが、児童福祉法24条をみんなで議論したことはありますか。1つ。第2委員会ですね。

それから、今、高橋辰郎議員からも出たわけですが、認定こども園構想があると。そういう中で、保育にだけこういうふうな現行保育制度を堅持させることに問題はないのか、こういうふうなことを考えていきますと、幼保の一元化、これは自民党時代、前の政権時代からありま

して、今の政権も引き継いでいるわけでありますが、それらについては何も問題ないのかと。

それから、一つ一つ皆聞きたいわけでありますが、一般財源化、これは何で悪いのかと。経営の一般健全化をした方がかえって財政をうまく運用できるのではないかと。

それから、保育所に格差が生じる直接契約・直接補助方式とした基本制度は行わないこと。何で行わない方がいいのかということまで議論されたのか。これ、一つ一つ皆私は議論されているんだと思うんでありますが、子育て支援に係る保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の退縮、仕事と子供の両立が図られる社会環境の整備、これは確かに必要と思うわけでありますが、その対策について求めているものがあるのかどうかですね。

それから7番は、大幅にふやせというんだからいいんだと思いますが、財源に当然問題が出てくるだろうと。今申し上げたので、ひとつご回答をいただきたい。

○議長（櫻井公一君） それでは答弁いただきまして、7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 質問は4点かなと思うんでございますけれども、この2条について、審議したのかということでございますが、審議はいたしておりません。（「審議でない」の声あり）それでは、これについては他の委員から答弁を。

ただ、24条については資料を出しまして、私たちが審議いたしました。24条につきましては、「市町村は、保護者の労働又は疾病その他政令で定める基準に従い、条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」という文言がございます。そこで、その件について意見交換をいたしたところでありませぬ。保育を希望する保護者は、申し込みをする場合は市町村に提出しなければならない。また、保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。市町村は、情報の提供を行わなければならないですね。保育所の設備及び運営の状況等々でございます。そのようなことが意見交換されたところでありませぬ。

また、2番目のこども園につきましては、言及はありませんでした。

また、一般財源化してなぜだめなのかということでございますが、この件につきましてもございませんでした。

それから、なぜ格差が生じるのかということでございますが、直接利用者と保育所が直接契約をした場合、社会的弱者と言われる低所得者層あるいは虐待児等を抱えている家庭の保護者が契約に臨んだ場合、やや不利な面がもたらされると。それから通園の問題とかあるいは緊急的な対

応を要するケースの場合、問題が生じるということで、町に申し込む、自治体へ申し込むと比べた場合、格差が生じるという話が出たところでもあります。

そのほかの答弁につきましては、副委員長あるいは委員の方をお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） それでは補足答弁を求めます。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 一般財源化の面で補足をいたします。

一般財源化してなぜ悪いのかということで、使い勝手はいいように感じますが、これから地方・国全体を通して子育てを進めていく中で財源化された場合、そういうところに行かない部分がどうしても懸念されると、そういうことも含めて、現行の民間保育所で運営費をいただいている補助金の制度を拡充してほしいと、そのようなことで、みんなでその部分は議論をしております。以上です。

○議長（櫻井公一君） それでは9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 児童福祉法の今、前の方だけおっしゃられたわけではありますが、ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等、やむを得ない事情がある場合は、家庭的保育事業による保育を行うこと。その他の適切な保護をしなければならないと、これもあるわけで、そうしてきますと、保育所、今、松島は待機は全然ないんだと思うわけではありますが、待機がいっぱいあるところは、幼保一元化することによってこういうことも解決されることも出てくるのではないかと、こういうことも考えられるわけです。

そうしたときに、児童福祉法は児童福祉法だよと、片方は学校教育法で言う幼稚園だよと、こういうふうには言えどどんどん児童数が減ってきている中で、それだけに空回りしても守らなければならないのかと、こういう問題が出てくるのではないかと。今現実に出ているわけでしょう。そうしたときに保育所は廃止したくないと。3人になっても5人になっても保育所は残せと、こういうふうなことになってきたら、これこそ財源的に難しくなるのではないかと。だからこういうこともやむを得ないんだろうと。幼保一元化、そういうものが出てくるだろうと。

それから、保育所の最低基準、これは幼保一元化されたって、条例なりなんなりでそういうものがつくれば、議会がただ執行部のやつを追認して、はいはいと言っていけば別なんです、今議会は議会基本条例をどんどんつくって、議会の議論を活発にしているわけです。そうすると、条例でつくれば何も問題が出てこないのではないかと。

それから、保育所運営費の一般財源化したら、しないんでなく、一般財源化したらやりやすくなるのではないかと、こういうふうな考えも出てくるわけではありますが、そういうふうな議論が



なされたのか。皆さんが全会一致でありますから、なされて一致をしたのかどうかというふうなことをお聞きしたいわけでありますが、さらに、松島町の保育所の所長さんたちが入っている協議会みたいなのはあるんだと思いますが、この人たちはここに入っているわけですか。組織はどんな組織かと。個人・法人から成る20団体が加盟する任意団体だと、こういうふうなことでありますが、町で入っているのはここに入っているのかどうか、そこまでも調査されたのかどうかをお聞きしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 最後の質問でございますが、松島町の保育所はこの団体には入っておりません。

それから、その前の3点につきましては、審査をいたしておりません。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 審査をしていないというふうなことでありますから、これ以上質問してもわからないわけでありますが、そういうふうなことを通してしなければならないのではないかと。議会は議論をして、町の最高機関でありますから、その機関が決定をしなければ長の執行もできないと、こういうふうなことでありますから、そこらまで行かなければならないのではないかとというふうなことを申し上げておきたい。

それから、町が入っている保育関係の団体、そういうふうなものの意見も当然聞かなければならないのではないかと。これと全く意見が出てくるのかどうかはわかりませんが、そういうふうなものを聞かないで、単に陳情された、これはいいんだと、これだけで議会はいいいのかなと、こんな感じをするわけで、その辺もひとつお聞きしておきたい。そしてしていなければ、今後そういうふうな陳情なりなんなりあったときには、反対する団体というんではないんだと思うんで、これらも公的な機関の保育所の関係者が集まっていろいろなことを検討しておられるんだと思うんですよ。そういうところまで資料を集めて、どちらが言っているのが正しいんだろうという判断もする必要があるのではないかと思うわけで、ご回答をいただけるならご回答をいただきたい。

○議長（櫻井公一君） ありませんか。

他に質疑ございませんか。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） せっかくの尾口議員の今の提案というかそういう話もありましたので、そういう方向で、次回、そのようなことがありましたら検討いたします。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。委員長報告は採択とすべきものでありますので、初めに反対の方の発言を許します。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声がありますので、討論なしと認めます。討論終わります。

これより陳情第2号を採決します。

陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立少数であります。よって、陳情第2号「現行保育制度を堅持し、拡充を求める意見書」の提出を求める陳情については採択することに決定されました。

---

日程第5 請願第2号 「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める  
請願について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、請願第2号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める請願についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（高平功悦君） 請願第2号

「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める請願について

請願者 宮城郡松島町竹谷字弥勒堂90

全日本年金者組合宮城県本部

松島支部長 大友 昌

紹介議員 松島町議会議員 今野 章

請願の趣旨

後期高齢者医療制度については、医療内容の低下や保険料の引き上げ、年金からの天引き、更に保険料を払えない高齢者においては保険証を取り上げられるなど、高齢者の健康と暮らしに重

大な影響を及ぼしており、同制度に対する怒りが広がっています。

よって、後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、もとの老人保険制度を復活させ、将来の医療制度の設計については、いつでも、だれでも、どこでも平等に受けられる持続可能な医療制度を求める下記意見書を提出いただきますよう、お願いいたします。

#### 記

- 1 後期高齢者医療制度はすみやかに廃止し、もとの老人保険制度に戻すこと。
- 2 保険料の負担増が生じないように、国民健康保険への国庫負担金を増やすことなど必要な財政措置を講じること。
- 3 70歳から74歳の高齢者の医療窓口負担を原則1割にすること。
- 4 国庫負担を増やし、75歳以上の高齢者の医療負担の医療窓口負担をなくすこと。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 朗読が終わりました。

お諮りします。

請願第2号については所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

失礼しました。紹介議員からの説明を求めます。申しわけございませんでした。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める請願につきまして、紹介者ということで、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

皆さんも既にご存じのとおりでございますが、この制度は、平成20年の4月から実施されております。法律ができて、制度がスタートするまでの期間がわずか20カ月と、こういうことで広域連合の立ち上げやら国保、組合健保からの拠出金をどうするかなど非常に慌ただしく準備が進められた制度でございました。また、そういう意味でも、制度を十分に周知徹底させるという点でも不十分なままにスタートした制度でもあったわけでありまして。

この制度は、高齢者を75歳で区切りまして、年齢で医療を差別するなどの大変大きな問題、欠陥を持った制度であったということで、全国至るところでこの制度に対する批判がわき起こりまして、こうした国民の声とも重なって、今年の総選挙では政権が交代するという、まさに歴史的な事態が生まれたわけでありまして。後期高齢者医療制度の即時廃止を掲げました民主党が政権につきまして、国民は大いに期待をいたしましたけれども、現状は政権公約が次々と踏みにじられているという状況でございます。

この後期高齢者医療制度につきましても、民主党政権は平成25年まで廃止を先送りいたしました。新たに考えられている制度では、高齢者を国保に集めて県単位の別枠の制度、今考えられているのは制度の運用となる財源、これを県単位で別勘定のものにするというようなことが考えられているようです。同時に、70歳から74歳の方々の窓口負担、現状1割ですけれども、これを2割に引き上げていく、こういった内容も含まれているようでございまして、結局、後期高齢者医療制度とほとんど変わらないといえますか、特に一番重大な欠陥でありました年齢で医療を差別するということへの大きな批判があったにもかかわらず、再び高齢者を年齢で囲い込んでいくと、こういうやり方になっていくようになります。そういう意味では非常に欺瞞的な施策になるのではないかと思います。

民主党政権は、当初の公約どおり後期高齢者医療制度を即刻廃止をして、とりあえずもとに戻す。その上で国民だれでもが安心して公平に受けられる医療制度、これをつくっていくということが大事ではないかと思います。この請願はそうした立場から記載のとおり4点につきまして、国に意見書を上げていただきたいと、こういうことではございますので、ぜひ議員各位のご賛同をいただきますようお願いを申し上げます、紹介議員からの説明とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 朗読説明が終わります。

お諮りします。

請願第2号については所管の委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 付託することにどうなんだろうなという気持ちがありますので、意見を言わせていただきたいと思っております。

常任委員会に付託するという意味は、その委員会にゆだねるというんですか、任せるという意味だと思っております。その常任委員会が6人や7人の限られた人数の中でそれを審議するわけです。ですから、すべての面で審議できるかということになるとなかなか難しいし、17人の議員全員の意見が通るか、意見が入るか、と申しますと、それもなかなか厳しいだろうという思いがいたします。

しかし、今の報告の中でも出ましたけれども、議会はやっぱりすべての総意というもので議員間の討議というものは必要だろうという意見もありましたので、付託することなく全員で委員会

を設置して、審議したらいかがなものでしょうかと思いましたが、意見を言わせていただきました。議長の取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、ここで時間もが約1時間経過しておりますので、議事整理を兼ねて休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 再開を11時15分といたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

ただいま15番菅野良雄議員の方から、この審査方法について、委員会付託に対してご意見がありました。これに対するもし議員の中からご意見があれば承りたいと思います。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、菅野議員からご意見があったわけではありますが、最終的にはそういうふうなことになりますと委員会を否定してしまうことになるのではないかと。委員会条例を持っているわけでありますから、第1委員会、第2委員会とあるわけでありますから、委員会を否定してしまっただとすれば別なものでありますが、そういうことになるのではないかと。1つです。

それから、議会運営委員会のやつを尊重すると。議会運営委員会ではこういうふうなものであるから、委員会付託をして吟味をしてもらってほしいと、こういうことであります。

それから、3つ目はこの委員会を持っても、自分たちの能力を超えたものであれば別なところに聞いてもいいわけですから、質問する権限があるわけでありますから、委員会に条例の提案権まであるわけですから、そうなりますと、そういうふうな立場で判断をされているのではないかと。そうすると今までの委員会条例をまず尊重すると、こういう立場でいいのではないのかと。私の意見であります。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 尾口議員と全く同じ意見であります。ただ、1の委員会が付託を受けて審議をします。それで問題点があると。なお議会として広く審議をすべきであるという、その必要度に応じてまずは連合審査があると思います。これまで連合審査に付した事例は、我が町は余り

ありません。長年の慣例もまた、とうとぶべきであります。ですからこういう連合審査のあり方も議長を中心にして議運で考えていく必要があるのかなと、そういうふうに思います。どうしても必要なら特別委員会ということになります。全員でやるということは言ってみれば形を変えた特別委員会になるわけですね。委員会否定につながります。尾口議員とその点では全く同じであります。

以上、申し添えて、慣例どおりでよいというのが私の私見であります。

○議長（櫻井公一君） いろいろご意見を賜りましたが、一応議長としましても、議会運営委員会にゆだね、精査をし、ここまで運んでおります。そのことをお含み願った上でご意見を賜ればと思います。議長とすればこのまま議事を進めたいと思いますが、よろしいですか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 菅野です。

意見を申した人間といたしまして、委員会運営のあり方は十分理解していたつもりであります。ただ、委員長報告に対して、この形でいいのかなという思いがありましたので、私の意見を言わせていただいということ、ただいま議長の取り計らいのとおり、議運で今早急に会議を開いていただいたようですけれども、それらを尊重しながら今後とも議員として務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） それでは、議事を進行させていただきます。

請願第2号については所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める請願については、第2常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第6 請願第3号 「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」の採択を求める請願について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、請願第3号「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」の採択を求める請願についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 請願第3号

「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」の

## 採択を求める請願について

請願者 宮城郡松島町竹谷字弥勒堂90

全日本年金者組合宮城県本部

松島支部長 大友 昌

紹介議員 松島町議会議員 今野 章

### 請願の趣旨

この10年間、年金は三度引き下げられました。他方、所得税・住民税の増税や、低所得高齢者の住民税非課税措置の廃止など、高齢者の生活を脅かされています。とりわけ無年金・低年金者の生活はきびしく、安心して老後を送ることができなくなっています。憲法で保障された最低生活を保障することは緊急の課題となっています。

私たちは「消費税によらない最低保障年金制度」をめざしていますが、制度が実現するまで、膨大な無年金・低年金者を放置することはできません。

私たちはただちに無年金・低年金者に生活を保障する「支援金」の支給を求める意見書を提出くださるよう、請願いたします。

### 記

- 1 無年金・低年金者に「生活支援金」を支給すること。
- 2 政府として無年金・低年金者の実態を把握し、対応すること。

○議長（櫻井公一君） 紹介者からの説明を求めます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

先ほどの「後期高齢者医療制度の廃止」ということと、今説明をさせていただきます「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」と、その次に出てまいります請願第4号「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願ということで、いずれも高齢者を中心とするその生活にかかわった大事な課題だと、このように思っております。こうした高齢者の生活が少しでもよくなるようにと、そういう思いの請願なのではないかと、このように感じているところでございます。

「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」の採択というこの請願につきましては、記載されております内容に尽きるわけですが、ここにも書かれてありますようにこの10年の間に年金が3度も引き下げをされた。また、公的年金等控除の縮小、さらには老年者控除の廃止、そして低所得高齢者の住民税非課税措置の廃止などが進められてきたこと。さらには医療や

介護保険料の上昇などによって高齢者の生活は大変脅かされて厳しさを増しているというのが現状ではないかと、このように思います。

そうした中で政府は、物価上昇があったわけですがけれども、平成21年度に引き続き22年度も年金額を据え置いているという今の状況でございます。

公的年金制度は、保険料を一定期間納付した場合に受給できるものでありまして、2階建て制度の1階部分であります国民年金は、二十歳から40年間にわたって保険料を払い続けなければなりません。そのため、未加入や保険料の未納などによって受給資格要件を満たさない場合には無年金になったり、受給資格があっても加入期間が短い場合には受給年金額が少なくなるなどの問題が出てくるわけでございます。年金は、高齢期の生活を保障するものでありまして、憲法第25条の生存権を保障する社会保障制度でもございます。今、国民年金だけの受給者の平均受給額は4万6,000円余りと、このように言われておりまして、単独ではとても生活できないほどの低さということになるかと思えます。最近はこうした社会保障制度に対する不信や国民年金保険料の滞納などの増加とも相まって、将来、無年金・低年金となる方々の増大も懸念されているところでございます。日々の生活に苦しむ多くの無年金・低年金者への経済的支援は本当に緊急の課題であると、このように思っております。

本町におきましても高齢化率が30%を超えるなど、高齢者の方々の消費支出が落ち込んだままでは地域経済の活性化にもつながらないと、このように思います。地域経済の停滞に拍車をかけていくということにもなるもので、そのようなことから、無年金・低年金者の実態を把握して、こうした方々に生活支援金の支給をすることを求める内容となっているのがこの請願でございます。

ぜひこの請願を採択していただきますように、議員各位の賛同を心からお願いいたしまして、紹介議員からの説明とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 朗読説明が終わりました。

お諮りします。

請願第3号については所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」の採択を求める請願については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



---

日程第7 請願第4号 「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願について  
○議長（櫻井公一君） 日程第7、請願第4号「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願  
についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 請願第4号

「最低保障年金制度意見書」の採択を求める請願について

請願者 宮城郡松島町竹谷字弥勒堂90

全日本年金者組合宮城県本部

松島支部長 大友 昌

紹介議員 松島町議会議員 今野 章

請願の趣旨

高齢化がすすむなかで、お年寄りの年金はどんどん引き下げられ、安心して老後を送ることができなくなっています。無年金者や低年金者はますます増えており、生活保護受給者をふくめ、これらの人々に憲法で保障された最低生活を保障することは緊急の課題となっています。

私たち高齢者は、所得の低い人に負担が重くなる消費税に財源を求めるのではなく、全額国庫負担による最低保障年金制度をただちに制定するよう求める意見書を提出くださるよう、お願いいたします。

記

1 財源を消費税によらない最低保障年金制度をただちに制定すること。

以上です。

○議長（櫻井公一君） 紹介議員からの説明を求めます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

それでは、「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願につきまして、簡単に説明させていただきます。

先ほどの「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」と相当数内容的にはかぶるといいますか、重なる部分も多いのかなと思いますが、簡単に説明をさせていただきます。

この年金制度の最大の問題点というのは、高齢者の方々が日々の生活をしていく上で到底賄うことができないくらいの低年金・無年金だと、こういう状況。そしてそういう状況に置かれてい

る方々がたくさんいると、こういうことだと思います。

国民年金の受給額は、先ほども申しましたが、平均で月額4万6,000円余りという内容でございますし、2万や3万という受給者も少なくないのが現状でございます。こうした方々に最低生活を保障していくことが今本当に求められていると、このように思っているわけでございます。高齢期の生活を保障するということは生存権を保障することであり、その意味では、国が本来果たすべき責任であると、このように思います。すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するという憲法の精神に立って、一日も早く最低保障年金制度に踏み出していくべきだと、このように考えるものでございまして、議員確保の賛同を心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、紹介議員からの説明とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 朗読説明が終わりました。

お諮りします。

請願第4号については所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、請願第4号「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願については、第2常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第8 陳情第3号 帰命院地区テレビ共同受信組合に対する補助についての陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、陳情第3号帰命院地区テレビ共同受信組合に対する補助についての陳情についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 陳情第3号

帰命院地区テレビ共同受信組合に対する補助について

陳情者 宮城郡松島町松島字小梨屋15-46

帰命院地区テレビ共同受信組合

組合長 藤原俊彦

陳情の趣旨

地上デジタル放送化の完全移行に伴い、難視地区の改善のため松島高城局の設置が決定し、多くの町民が町の中継局からの電波を受信し、無償できれいなテレビを視聴できます。

本組合員は組合の受信施設の建設にあたり多額の経費を負担した上に、今後とも継続してその施設の維持管理費や修繕費等を負担し続けなければなりません。同じ町民ながら、このように大きな差異があるということに対する組合員の不公平感は大きなものがあります。組合員の金銭的な負担を軽減し、本組合と他町民との不公平感を少なくするために、本組合施設の維持管理費に対して、町より補助金を交付されるよう陳情いたします。

○議長（櫻井公一君） 朗読説明が終わりました。

お諮りします。

陳情第3号については所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号帰命院地区テレビ共同受信組合に対する補助についての陳情については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第9 報告第5号 平成21年度松島町教育委員会教育行政点検評価について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、報告第5号平成21年度松島町教育委員会教育行政点検評価について報告を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 報告第5号

平成21年度松島町教育委員会教育行政点検評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、平成21年度松島町教育委員会教育行政点検評価を別紙のとおり報告する。

平成22年12月10日提出

松島町教育委員会

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 報告第5号平成21年度松島町教育委員会教育行政点検評価について御報告を申し上げます。

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、同法27条の規定に基づき各教育委員会においては、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

本報告は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくため、もって町民に信頼される教育行政を推進することを目的に平成21年度の教育委員会の点検及び評

価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して報告するものであります。

なお、報告書について教育課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） ただいま教育長からもありましたが、地教行法第27条教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等、及び同条に基づく松島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱により、平成22年度（平成21年度対象）教育委員会教育行政点検評価報告書を作成しました。

私からは、作成に当たり、地教行法第27条2項の規定により、大崎 安先生、早川成美先生からご意見をいただいております。この部分につきまして全編にわたり朗読させていただきます。

34ページをお開きください。

第1章 教育委員会会議でございます。

#### I 会議開催

定例会は月1回、最終水曜日に開催されており、適切に運営されているとともに、教育委員会の指導機能が十分発揮されている。

臨時会議は年3回開催されており、会議のあり方は、正しい考察に基づいて正しく処理されていることに敬意を表する。なお、臨時会及び重点課題についての議事内容の報告があることで、教育委員会の役割と権限がより明確に町民に認知されると考える。今後も法令などにのっとった開催を望む。

#### II 会議内容

一般事務報告については、町全体の現状とその都度起こる問題点などの把握ができ、有意であり、今後も継続していくことを望む。

教育長報告については、県内の現状や人事関係と各学校の現状把握ができ、教育長から学校へ指導や指示した内容が明確であり、有意義と考えられる。

#### III 教育委員の研修

教育委員の研修は、本町の教育の充実と教育委員の資質の向上及び教育委員会の活性化を図るため必要であり、今後も継続すべきである。

年1回の行政視察研修については、行政面、施設充実の面、生涯学習面の進んでいる先進地の状況などと広く行うべきである。本町の教育の充実のため、今後も継続すべきである。

第2章 松島町教育基本方針と重点施策

## I 学校教育の充実

### 1 やさしく、たくましい児童・生徒の育成

#### 《学力向上について》

各学校において校内研究と連動させ、少人数指導やT T指導、教科担任指導（一小）、補充的学習などさまざまな工夫をしながら学習の定着や学習意欲の向上を図っている努力を高く評価したい。また、家庭学習の定着を図る指導や読書指導など、今後とも指導の継続を望む。

なお、各学校においては指導時数の確保に努めながら基礎学習の向上に一層努めてほしい。さらに、全国学力テストの取り扱いについては十分に留意して慎重に行ってほしい。

#### 《道徳教育などについて》

地域や学校の特色を生かした異年齢集団活動など、全教育活動の中で心の教育や道徳教育を計画的に実践している。また、中学校における職場体験学習など地域と連携しさまざまな人々とかわる活動も成果を上げている。

#### 《体育・健康教育・食育、安全教育・安全管理について》

健康診断や体力・運動能力テストの結果を生かし、健康の増進や体力の向上に努めている。また、規則正しい生活週間の形成や食育指導の充実を図るため、学校医及び栄養士や町の保健師と連携した活動や事業は今後とも継続してほしい。

各学校とも、定期的な安全点検と安全管理に努め、交通安全指導を初め保護者や地域の方々の協力による登下校指導が定着し、児童生徒の安全意識や防犯意識が高まるなど、成果を上げていることは大変喜ばしい。

#### 《その他の各種教育について》

英語活動の計画と実践が当面の課題となっている小学校では、ALTの活用や英語に親しむ環境構成などさまざまな工夫と研修を重ねながら充実に努めている。全職員の理解と協力が最も重要であるとともに、教師にも楽しい英語活動になることを期待したい。

各学校においては、自然に触れる活動や清掃などの社会奉仕活動が計画的に実施され、ふるさと教育、環境教育、福祉教育などのねらいを達成し、成果を上げている。今後とも限られた時数の中で効果的な活動を工夫しながら継続してほしい。

#### 《生徒指導について》

各学校とも、生徒理解や実態把握に努め、好ましい人間関係づくりの指導や、いじめや不登校に対する対応がなされている。しかし、それでも中学校においては不登校が増加するなど、複雑

で多様なこの問題の対応に苦慮している状況がうかがえる。学齢が上がることに合わせて、児童生徒の家庭環境の把握及び適切な指導のために幼・小・中の連携が一層求められる。今後とも児童虐待も含めて、家庭との密な連絡、カウンセラーや地域の関係機関との連携など一層の指導体制の強化が望まれる。

#### 《特別支援教育について》

特別な支援を要する児童が増加傾向にある中、特別支援教育補助員の配置及び松島町特別支援連絡協議会の設置は、支援体制が強化されたものであり、「共に学ぶ」という共生の心をはぐくむための共通理解が関係機関及び職員間でなされていることも重要と考え。今後、有効な活用とともに機能が十分発揮されることを期待したい。

#### 2 教職員の資質の向上

各学校とも、校内研究を核に全職員で指導力向上に努めている。さらに、個々の教員が意欲的に研修会などに参加し、みずからの力量を高めるとともに、学校としてその情報などを共有する体制の確立を期待したい。また、全教職員足しの研修会は今後とも継続してほしい。免許法に基づき行う10年経験者研修についても、確実な実施を望む。

教職員の不祥事が後を絶たない現状から、公務員としての綱紀粛正についてさらなる指導の強化が求められる。教職員の健康管理については、超過勤務の把握、医師による面接指導などの体制がとられているが、計画的で効率的な職務の遂行や改善を今後とも継続してほしい。

#### 3 教育条件の整備

教材・教具については、各学校で適切な保管・整備・活用を図ることが前提である。町としてパソコンを1人1台使えるよう整備したり、電子黒板を導入するなど充実が図られており、今後の効果的な活用が望まれる。

#### 4 防災教育の推進

これまでの地震や火災の避難訓練に加え、大きな災害に備えて児童を保護者に引き渡す訓練も実施している。防災教育については、各小中学校とも発達段階に応じたカリキュラムができており、「まつしま防災学」として定着している。特に中学校における町当局や地域の関係機関と連携した災害図上訓練や木造住宅耐震診断、救急救命講習の活動は、生徒の防災意識を高める特色ある実践であり、今後とも継続してほしい。

#### II 幼稚園教育の充実

基本的な生活習慣の自立化、食育や歯の指導、インフルエンザ対策、交通安全教室など心身の

健康や安全教育に関係機関と連携しながらきめ細かな指導が行われている。幼・保・小の連携についても行事や親子の交流など計画的に行われている。

第2幼稚園の幼保連携型施設としての合同幼児教育は、アンケート調査で90%以上の保護者の満足が得られたことは大きな成果であり、改善点も明確にしながら推進してほしい。また、一時預かり保育について要望も多く、町としての対策を早急に講じる必要がある。

幼稚園教育は、よりより環境構成と設備などの安全が何より優先される。園長を中心に環境美化や安全で快適な生活環境づくりに努めており、今後とも継続してほしい。

### Ⅲ 社会教育の充実

#### 《推進体制と学習事業について》

社会教育推進体制の充実強化について、社会教育委員の会議においては、松島町社会教育委員の会議運営規則にのっとり年4回実施され、社会教育の推進や充実について活発な意見が交換されている点、良好である。

また、実際に視察を行うなど、積極的に事業に反映させ、さらに検証を行うなど敬意を表したい。今年度は12人中6人の入れかえがあり大変だったと思うが、新しい視点からの提言などに敬意を表する。

年代に応じた多種多彩な教室や講座が企画実施されており、関係者の努力に敬意を表したい。今後は利用者のニーズを把握し、より多くの参加が得られる事業の開設が求められる。事業の周知と情報提供としての広報活動を今後も継続してほしい。

また、青少年健全育成町民会議事業としての家庭の日啓発活動など、今後ともジュニアリーダーや子ども会、PTAなどの関係諸団体と連携した活動を期待したい。

#### 《生涯学習事業の啓蒙》

全町民が松島に住んでよかったと思われる公民館活動に敬意を表したい。また、各分館において、それぞれの地域色を出しながら各種事業が展開された。今後の継続と発展を要望する。

#### 《ライフステージにおける学習事業等の充実》

中央公民館などの社会教育施設において、各世代を対象とした教室や受講の企画実施などの努力に敬意を表したい。町民多数が参加している状況に生涯学習社会の形成がされつつあることが実感される。

郷土学習は、地域住民の郷土愛と行政の緻密な努力なくしては実現しがたい学習であり、感謝するとともに、今後も継続することを望む。

#### 《施設・設備の整備と運用について》

体育施設が多く利用されていることは、町のスポーツ振興の取り組みの成果である。利用者の利便性を図りながら、整備と環境づくりに今後とも取り組んでほしい。

#### 《家庭づくりの啓発と支援について》

子育ての基本は家庭であり、その意味で家庭教育推進事業は、内容を工夫しながらぜひ継続してほしい。また、2年間で小学校全学年を対象にCAP学習事業を実施したことは、児童にとっての今日的な課題であり、極めて高く評価できる。「家庭の日」（毎月第3日曜日）については、家族のきずなを考える機会として今後とも継続して啓発運動をしてほしい。

留守家庭児童学級が2カ所で、希望者全員が利用していることは好ましいことである。今後ともさまざまな取り組みを工夫し、支援を継続してほしい。

#### 4 町民総スポーツの推進

町民ふれあいスポーツ大会を通して、地域スポーツ活動の推進を図り、小学生から高齢者まで「グラウンド・ゴルフ」や「フライングディスク」のスポーツ学習を通し、互いに協力したり勝利を分かち合いながら世代間の交流を図るなど、好ましいスポーツ活動の振興につながった。また、独自に開催される大会や行事に指導・支援を進めてほしい。

スポーツ活動の推進と施設活用の促進について、広報誌などを活用して利用者または参加者の拡大を図ったことは大変よかった。

マリソル松島スポーツクラブや町体育協会、社会福祉協議会と連携し、スポーツの振興とともにだれでもが楽しめるスポーツの普及に努めていることも評価される。温水プール「美遊」の利用促進については、さまざまなイベントの開催などにより成果を上げていることは喜ばしいが、今後一層の利用促進に向けた努力が求められる。今後も「スポーツ松島」の推進に期待する。

#### 《体育指導委員会》

町民の健康促進活動に努め「美遊まつり」などにおける運営や指導・審判の活躍に積極的に参加してスポーツのできる環境づくりに積極的に取り組み、中心的な役割を果たすなど敬意を表す。

#### V 魅力ある地域文化

町民文化祭は、個人や団体などあらゆる年代層が参加し、芸術文化の組織と文化活動に対する意欲の向上に大きな役割を果たしている。また、本格的な生の音楽や演劇を鑑賞する事業など、豊かな情操をはぐくむためにも今後も可能な限り開催してほしい。

芸術文化活動の推進を公民館を中心に、文化的活動の普及に貢献した方々の活動・活躍に敬意



を表し、さらなる活躍に期待したい。

文化財については、富山観音堂ほか5件の松島町有形文化財指定、特別名勝松島保存管理計画の策定など、保護体制と整備の充実が図られていることは「名勝地松島、史跡と文化財の宝庫松島」として価値ある事業である。品井沼干拓資料館の新たな整備と学芸員の配置（毎週金曜日）など、利用しやすい環境となり県内から多くの小学生が社会科学習の一環として訪れるようになったことは素晴らしいことである。今後とも広く周知を図りながら貴重な文化財が有効に活用されることを期待する。

#### 総合的評価と要望

学校教育については、急激な少子化の進行や情報化の進展に伴う社会の急激な変化が児童生徒の変化にさまざまな影響を与えている今日、その視点に立った施策が求められている。適正な児童生徒数の規模による教育、地域の人材や教育力を活用した教育、関係機関との連携、一人一人に対応できる人的措置（補助員の配置など）、家庭教育（子育て）への支援などの面で今後ともこれまでの施策の継続と一層の充実を期待するものであります。また、教育委員会の指導のもと、学校においては基本的生活習慣の形成と基礎的学力の向上、生徒指導の充実に努めてほしい。幼児教育についても、自立や社会性を育成しながら、一人一人に応じた信頼される保育、園児の心に響く保育を進めてほしい。

社会教育とスポーツ振興においては、より多くの町民が意欲的に参加できる事業の企画、そしてそれを支える指導者とその後継者の養成が欠かせない。お金をかけることだけでなく、将来につながる施策を期待したい。

文化活動の充実、町民の学習意欲を喚起し、生きがいのある地区社会の構築に寄与するものである。文化財の保全と活用は、観光自然としての役割とともに、未来の子供たちや青少年の教育に資するものとなり、まさに「歴史・文化の継承と創造」という町の理念の具現化である。今後の一層の充実を願うものである。

生涯学習の教室や講座がそれぞれの年代において実施され、文学・歴史・芸術文化・音楽文化・スポーツ活動など、多彩にして調和のとれた層の厚い生涯学習が根づいていることに感銘を受けた。今後の生涯学習については、郷土松島の文化、伝統、偉人に誇りを持てる青少年教育の充実を期待する。

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 報告事項についてであります。質疑があれば受けたいと思います。質疑

ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります、一番最初に教育長にお伺いをしておきたいんですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、抜粋のところ、教育長は読まれたわけですが、このとおりに本当にやってられるのかなというふうな疑問です。中間ごろから教育長に委任された事務その他の教育長の権限に属する事務、サービスの管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会へ出せ。私、余り国語力がないので、「点検」というのを広辞苑で見ましたら、一つ一つ調べることなんだそうです。それから「評価」というのは、善悪とか優劣などの価値を判断して定めること。この文章で、私ら議会に報告を受けても作文でしかないわけだ。そして、専門家、学識経験を有する人、大崎さんと早川さん、この人たちがこの作文を見て、こういうふうな答えを書かれたのか、意見を書かれたのか。実数がないのに書くわけですから、やりました、やりましたって、やったのはいいですよ。「いいです」と書くのなら、だれでも書くわけです。だから、こういうふうなものは学識経験を有する者も松島町の直接教育行政にかかわった人でない人にこういうふうな判断をしてもらう。そのためには数字も出てこなければうまくないのではないか、こういうふうを考えるわけですが、点検評価というのは、今私が申し上げたような広辞苑にあるような点検評価でいいのか一つ。

それから、判定をされた学識経験者はこれ以外の人をされなかったのかどうかですね。前の教育委員会の委員長ですから、おれをやったときもやっていたんだからまさか悪く書くわけにいかないというようなこともあると思うんですよ。まず先にそれをお聞きしておきたい。後から順次言っていきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。米川教育長。

○教育長（米川 稔君） まず、点検評価のとらえ方、それから学識経験者という2点でないかなと思いますが、まず第1点の点検評価は、今、尾口議員がおっしゃられたとおりでよろしいのでないかなというふうに思います。

それから、学識経験者につきましては、以前にも尾口議員からご指摘を受けております。それでこの知見者につきましては、1人から2人にさせていただいた経緯があります。今回も多方面から考えましたけれども、何しろ点検評価なるものが幼稚園教育、あるいは学校教育、社会教育等、すべて教育分野にかかわる評価点検になりますので、より専門的な見地からの見方あるいは考え方も求められる事柄も多いですので、その実情にある程度精通された方がより望ましいという視点に立ちまして、選出をお願いしています。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それで、去年も高橋辰郎議員が質問しているわけでありますが、ほかの市町でこういうふうなものに教育委員会でこういう目標を立てましたよと。そしてこういうような実績がありましたよというふうなことでこういうふうな数字も入れなければならないのではないかと、こういう質問をしているわけであります。それらについてどう考えますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） お答えさせていただきます。

この点検評価は、先ほども冒頭に申しましたように、法改正に伴って本町では法改正に基づき近隣市町に先駆けまして数少ない先進地の情報を収集しながら21年3月に初めて教育委員会行政点検評価報告書として議会に報告をさせていただいたわけでございますけれども、報告の作成に当たっては基本的には松島の教育、ここにあります教育に掲げている方針と重点施策について点検評価し、同じスタイルで3年継続することとして、多少内容を変えながらスタートをしております。本年は3年目でそして3回目の報告書となっております。各幼稚園、小学校、中学校、公民館等の生涯学習関連施設、そして教育委員会事務局も含めて多岐にわたって点検評価をさせていただいております。

しかし、ご指摘のように字数も多く、最後まで目を通していただけるものなのか、多少不安に感じているのも事実であります。したがって、次年度以降につきましては、焦点を絞り、簡明瞭に、そして図表等も織りまぜながら見やすく、読みやすく、あるいはわかりやすくさらにご理解いただけるものになるように今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、教育長が間違いないかと言ったことに、広辞苑で見たやつと間違いない。善悪、優劣、こういうふうなものの善、いい方だけ書いているわけですよ。あとは優劣の優の方だけ書いているわけです。これで評価しろといったら、皆よく書くのは当たり前です。

いいですか。一つ例を、一つと言わず。私は読みました、全部。附せんいっばいつけました。皆言っていったら夕方までになるので、そんなにやりませんが、一つの例としまして、奨学金の問題がある。あなたたちは、条例にあるけれども、条例どおりにしなくていいと議会で答弁しているんですよ、町長も教育長も。それが条例どおりにやらなければだめなんだと私は何回も言っているわけですよ。そして後から、やっぱりやらなければならなかったんだと、こういうふうになったわけでしょう。議会答弁と違うんですよ。そしてここでは、格好いいことを書いている

わけですよ。奨学金についてはこれこれこういうことをやりましたよ。条例の施行規則の一部改正もしましたよ、増資もしましたよ、だからどんどんですよと。ところが、こいつのときには、やれなかったわけですよ、平成22年度の募集は。松島町の21年度の決算書の中にも奨学金、何ぼ貸与したんだというふうなのが出ていないわけですよ。ところがこれを見たら、どなたが見たって、大したものだなと。教育委員会一生懸命やっているんだと、間違いなくこういうふうになると思うんですよ、この文書だけ見たら。ところが議会で指摘されて初めて間違っていないと言ったんだけど、後から帰って検討してみたら、間違っていたから直しましたよというんでなければ、そういうふうな悪い方も書かなければならないと思うんですよ、点検評価ですから。だから今後はこういうふうにしていくとか、そういうふうなものがなければならぬ。これが全くないわけですよ。いいですか。またまた言っていてもいいんですが、そういうふうなもの、最初に計画したのがこういうふうなことで計画しましたよ、そして計画どおりにいけなかった。いけなかったのはこういうふうな理由があっただけだから今後はしますよ、こういうことまで点検をしなければならぬのではないかと。私らこの文書を見て、読んだだけでは、優等生の作文ですよ。ところが、必ずしも優等生でないわけでしょう、こういう内容については。だから高橋辰郎議員が去年言ったように、こういうふうなことをしたけれども、ここまで行かなかったと。その原因はこういうことがあったと。だから今後こうしていくんだということまで書くことになっているのかどうかわかりませんが、評価をしてみて、そしてそれに学識経験者から批判、監視をもらって、そしてこの答えを書く、意見を書いてもらうと、こういうふうにならなければ、これはただ単にいいことだけ書いて、そして、いいんですよ、いいんですよと言っているのと同じだと思うんです。全く評価に値しないものであると、私はですよ。私はこれだから、この内容を全部読みました、最初から最後までですね。だから立派なものです。この評価報告書は。ただ、実数を判断するのにどこで私ら判断すればいいのか。教育委員会の成果表、あの中にもこのうちのほんの一部だけでしょう、出ているの。だけれども、あなたたちは、これだからいいんですよ、いいんですよと皆書いているわけです。私ら何で判断すればいいんですか。だから、議会の言ったのにも耳を傾けてくださいよ。何回も言いますが、去年、高橋辰郎議員が言って、そしてそういうふうにしますというふうなことでしょ、実際は。これが全く同じなんですよ。だから、そういうふうなことについて、どう考えるのか、教育長、来年いるのかいないのかわかりませんが、教育委員会としてそういうふうなものはっきりしなければならぬ。それが私、点検評価だと思う。そして議会にも報告をして議会からも批判、監視を受けると。そして来年は

さらにいいものにしていくとこういうようなことにならなければならないと思うんでありますが、いかがなものでか。（「休憩」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ここで、今尾口議員の質問中ではありますが、教育委員会側の答弁から午後から再開したいと思います。

ここで昼食休憩に入りたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） それでは、ここで昼食休憩とし、1時再開いたします。

午後0時03分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

尾口議員の質疑に対しての答弁から入りたいと思います。答弁を求めます。米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 先ほどの尾口議員のご質問に対し、点検評価のこれまでの経緯、知見者、さらに今後の方向づけについて説明させていただきましたが、さらにご意見をいただきましたので、次年度に向け点検評価をわかりやすくするためにも前向きに検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 大体わかりました。ただ、私ら執行部にいたときは、「検討」ということは「しない」ということだから、大体今も、去年も言いましたけれども、「検討」はほとんどしないんですよ。次の答えにも出てこないんですよ、執行部のやつは。検討した結果、どうなったんだというようなことで出てこない。それは私らいたときも同じ、今も変わらないのかなと思っているんです。だから検討というのは前に進ませる、討議をして、検証して、そして前に進ませるということですから、検討というのは、だから、そういうふうなことでひとつ出してもらおう。議事録ですからね。来年、結果だめだったというような、今は実態を申し上げて求めているわけですから、その辺は間違いないようお願いしたい。今後の質問はしませんのであります。

○議長（櫻井公一君） ということでありますので、よろしくお願いいたします。

他に質疑ございませんか。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） クリーンヒットでなく、だめ押しをしたいと思います。

いただきましたこの報告書、尾口議員が昨年もことしも代表するような形になってしまいました

たが、質問をしていただきました。この中から数字もしくは別途資料ということでつけられたことによって、見る者によりわかりやすいものになるだろうと思います。私は「検討」とはそういうふうにはとりませんで、約束ととるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 確認の答弁を求めます。米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 今のご意見を踏まえ、それらを含めて検討させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 私も、ご存じのように前にNPOをつくりまして、各小学校に外国人を派遣する事業を行いました。ある学校は年間1時間です。この中で、国際教育云々と、国際交流ということで書いてあるのでは、ALT云々かんぬんと書いてありまして、いかにもやったように書いてあるんです。私は中身を知りたいと思ったってわからない。これでは本当の意味にならない、作文になる。一例だけ言いますね。作文はやめていただきたいと思います。よりわかっただくと。何か困ることがあるんですか。何もありません、困ることは。だったら、何も言葉じりをとらえるつもりは全くありません、積極的に検討していただきたい。積極的に私たちに資料を出してほしい。このことだけ申し上げて、だめ押しをしたつもりであります。終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 1つ確認させていただきます。

教育委員会として、町の少子化、大変立派なものをつくられているんですが、子供がいなくなれば何の役にも立たないものになっていく。教育委員会として少子化の危惧をどのように考えて、こういったものをつくられているのか。通り一遍というか、私から言わせれば子供がいなくなったときどうするのかということも含めた町独自のこういったものをつくるべきだと思うし、学校自体、子供の現場がかなり差がある、第五小学校、第二小学校、第一小学校。そういったものを含めて教育委員会として町当局に少子化対策なり議論した上でのこういう法律の検討をされているのか。教育委員会として危機感があるのかどうか、その辺だけ確認させてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 点検評価に関しましては、これは21年度の評価ということで、あくまでも各学校等でやったことについての目標を掲げてやったことについての点検評価ということになりますので、今おっしゃられたことはまた別な土俵になってくるのかなというふうに考えております。

それから、それに関して、どういう考えを持っているのかと、聞くのはどうなのかなという次

のご質問でないかと思いますが、教育委員会も私たちも、町の職員ということで、その辺については町長部局と一緒に考えているということになります。

危機感ということですが、確かに現実に少子化傾向にありますので、危機感というところまではいかないにしても、これは困ったものだな、何とかしなくてはならないなというような意識でいることは確かであります。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 今、教育長の答弁の中で漏れていたのがありましたので、学校自体で子供の格差があるのではないかということでありまして、第一小はよくてどこどこが悪くてと、そういったことは避けさせていただきたいと思うんですが、うちの町に住む子たちは平均に同じような教育を受ける状況をつくってあげたいというのが教育委員会でもいろいろ言われているわけですし、そのためにどういった整備をしていったらいいかということで、順次整備をやらせていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 危機感を持たれているようなお話なんですけれども、ならば、それを踏まえた議論をやはり教育現場の人間として町当局ともしっかり議論を交わして、少子高齢化のどんとん落ち込んでいく町の形態をしっかりと教育現場の人間として物を言って、町を動かすくらいの気持ちになっていただかないと、学校の先生方、子供いなければ先生やられないわけだから、それらも踏まえて、一番の基本だと思うんですよ。教育現場に子供がいなくなったらどうするんだという。その辺も踏まえた議論を今後するお考えがあるかどうかだけ確認します。

○議長（櫻井公一君） 米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 先ほどもお話ししましたが、町の教育委員会といえども町の職員でありますので、町長部局等とかけ合いながら、前向きに考えていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ありますか。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 質疑、今3人の方がやられたんですが、いずれも第1常任委員会所属でございまして、第2常任委員会所属議員として、まだ1年生なものですから、ちょっとわからない点をお聞きしたいと思います。この報告書なんですが、議会に対して出されましたが、一般には公開されているのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） これは少なくとも学校関係ですね、職員等々には配付し、そして熟読玩味していただくことになっています。一般町民の方々にはホームページ等に掲載し、そして情報を提供しております。

○議長（櫻井公一君） 8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 提案理由書の中に「効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たし」というふうにうたっておりますので、それで十分なのかどうかと思います。

それにあと、尾口議員さん質問されていましたが、やはり内容が文章ばかりで大変読みにくいのではないかと思います。教育長は次年度以降考えていくというふうな答弁をされましたけれども、そういうのも考えて、もう少し、例えば今議会の議事録が町内5カ所に置かれていますが、そういうようなところにも置くとか、そういう考えはないかどうかだけお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 今言われたように今後考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。報告を終わります。

---

#### 日程第10 議案第78号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【松島町運動公園（管理事務所、多目的広場、野球場、テニスコート等施設）】

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第78号指定管理者の指定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第78号

指定管理者の指定について

松島町運動公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成22年12月10日提出

松島町長 大橋 健男

記



1 施設 の 名 称 松島町運動公園（管理事務所、多目的広場、野球場、テニスコート等施設）

2 指定しようとする 松島町手樽字大蓬沢13番地 1

団 体 特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブ

3 指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第78号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町都市公園条例に基づき指定管理者を募集したところ、1団体からの申し込みがあり、事業計画書及び関係書類を町の選定委員会が審議した結果、事業計画の内容が基本方針の松島町スポーツ振興基本計画に合致し、適切と認められます。また、数多くの自主事業を実施している実績もあり、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能と判断し、特定非営利活動法人マリソル松島スポーツクラブを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 亀井課長。

○教育課長（亀井 純君） 募集事務を教育委員会の方でやりましたので、募集事務の流れにつきましてご報告させていただきます。

運動公園の管理と多目的広場、野球場、テニスコート等施設の募集につきましては、仕様書及び要綱を作成し、実施いたしました。

この施設の指定管理者の応募条件といたしましては、松島町内に事業所、営業所、もしくは事務所を置くまたは置こうとする法人、その他の団体であることとし、主に町内の事業所を対象とした募集としました。

募集期間は10月1日から10月31日とし、広報まつしま及び町のホームページにより周知いたしました。

応募説明会は、10月5日午後1時半からスポーツ振興センターで開催いたしました。この説明会に出席した団体数は8団体でありました。

応募書類の受け付けは、10月20日から10月31日とし、応募した団体は1団体でありました。

なお、選定委員会の経緯、結果につきましては、総務課長より説明申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） それでは、選定委員会についてご説明申し上げたいと思います。

選定委員会は、松島町公の施設の指定管理の手續等に関する施行規則により、副町長、教育長、課長等をもって組織しております。

11月1日、第1回を開催いたしまして、資料5ページに記載しております指定管理者の選定に係る審査方法について確認をし、応募団体、指定管理者の申請書を各委員に配付しております。

11月2日、指定管理者応募団体による特定非営利法人マリソル松島スポーツクラブによるプレゼンテーションを行い、各委員による審査項目に従い、審査を行いました。

審査内容は、資料6ページ、採点一覧表に記載しております。

選定理由といたしましては、事業計画の内容が基本方針である松島町スポーツ振興計画に合致し、適切と認められ、また、数多くの自主事業を実施している実績もあることから、指定管理者としての能力を十分に有していると認められました。

以上のことから、松島町公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例第4条及び募集要綱18別表3に規定する選定基準を満たすことから選定しているものであります。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第11 議案第79号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【松島町運動公園（温泉プール施設）】

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第79号指定管理者の指定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第79号

指定管理者の指定について

松島町運動公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成22年12月10日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1 施設 の 名 称 松島町都市公園（温水プール施設）

2 指定しようとする 仙台市青葉区上杉2丁目3番7号

団 体 陽光セントラル共同企業体

3 指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第79号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町都市公園条例に基づき指定管理者を募集したところ、5団体からの申し込みがあり、事業計画書及び関係書類を町の選定委員会が審議した結果、特に自主事業を遂行するに当たり、自社のマイクロバスを活用し、交通手段の利便性の向上及び利用促進を図るほか、施設設備の維持管理、類似施設の管理実績も高く評価できるものであります。また、指定管理者としての能力を十分有していると認められ、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能と判断し、陽光セントラル共同企業体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 募集の流れにつきましてご説明をさせていただきます。

運動公園の温水プール施設募集につきましては、仕様書及び要綱を作成し、募集を実施いたしました。

この施設の応募条件といたしましては、宮城県内に事業所、営業所もしくは事務所を置くまたは置こうとする法人、その他の団体であることとし、主に県内を対象とした募集といたしました。

募集期間は10月1日から10月31日とし、広報まつしま及び町のホームページにより周知いたしました。

応募説明会は10月5日午前10時よりスポーツ振興センターで開催しました。この説明会に出席した団体数は10団体ありました。

応募書類の受け付けは10月20日から10月31日とし、プール施設に応募した施設は5団体でありました。

選定委員会の経緯、結果については、総務課長より説明申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） それでは、選定委員会についてご説明申し上げます。

温水プールの選定につきましては、管理等の選定の際に説明した選定委員会におきまして、11月1日に応募団体からの申請書を配付し、審査方法等の確認を行いました。

次に、11月5日開催の選定委員会において指定管理者応募団体5団体より順次プレゼンテーションを行い、各委員は審査基準に従い審査を行いました。

審査内容は、資料6・7ページ、採点一覧表に記載しております。

指定管理者の候補者として選定いたしました陽光セントラル共同企業体は、審査項目において町民の共同利用が確保できるか、施設の効用を最大限に発揮できるか、施設の安全対策、施設の維持管理、経費の節減、施設の安定的な管理の確保といった5項目のうち、審査の結果、総合得点も1位であるとともに、1位が3項目、2位が2項目を占めており、指定管理者としての能力を十分に有していると認められます。特に自主事業を遂行するに当たり、自社のマイクロバスの活用により、交通手段の利便性の向上及び利用促進を図るほか、施設設備の維持管理、類似施設の管理実績等も高く評価できるものであります。

以上のことから、松島町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第4条及び募集要綱18別表3に規定する選定基準を満たすことから選定したものであります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第12 議案第80号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【三浦墓地】

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第80号指定管理者の指定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第80号

指定管理者の指定について

松島町営墓地の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成22年12月10日提出

松島町長 大橋 健 男

記

1 施設 の 名 称 三浦墓地

2 指定しようとする 松島町手樽字三浦39番地

団 体 三浦墓地管理組合

3 指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第80号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町営三浦墓地に関する指定管理者の指定について。

平成19年1月1日より三浦墓地管理組合を指定しておりますが、管理運営について適切であることから引き続き三浦墓地管理組合を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由が終わりました。

---

日程第13 議案第81号 指定管理者の指定について（朗読説明）

【古浦墓地】

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第81号指定管理者の指定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第81号

指定管理者の指定について

松島町営墓地の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成22年12月10日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

1 施 設 の 名 称 古浦墓地

2 指定しようとする 松島町手樽字大日向3番地11

団 体 古浦墓地管理組合

3 指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第81号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町営古浦墓地に関する指定管理者の指定について。

平成19年1月1日より古浦墓地管理組合を指定しておりますが、管理運営について適切であることから引き続き古浦墓地管理組合を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由が終わりました。

---

日程第14 議案第82号 平成22年度松島町一般会計補正予算(第4号)について

(朗読説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第82号平成22年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（朗読説明）を議題とします。

議案朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第82号

平成22年度松島町一般会計補正予算（第4号）

平成22年度松島町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7918万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ57億1,687万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳出歳入予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成22年12月10日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第82号平成22年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

す。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、6ページをお開き願います。

2款総務費2項2目賦課徴収費につきましては、徴税等還付金の今後の還付見込み額を補正するものであります。

4項1目選挙管理委員会費につきましては、平成17年度から平成21年度までの国及び県の選挙費委託金について、委託金よりも歳出額が下回っていたため、その差額について返還するものであります。

5項2目指定統計費につきましては、今年度実施の国勢調査等の指定統計にかかわる交付金額の確定に伴い精査し、補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、平成22年度民生委員児童委員一斉改選において、現在3名の欠員となっております再度、民生委員推薦会を開催することに伴い、補正するものであります。

2目障害者福祉費の工事請負費につきましては、ことしの記録的な猛暑を踏まえ、地域活動支援センター（希望園）に空調設備を整備するものであり、扶助費については自立支援医療費及び補装具等の給付費並びに心身障害者医療費が増加の見込みであることから補正し、償還金利子及び割引料については、平成21年度事業費の確定に伴う国及び県への返還金であります。

8ページをお開き願います。

2項3目保育所費につきましても、ことしの記録的な猛暑を踏まえ、子供たちの健康管理・保持・増進を図るために高城保育所及び磯崎保育所に空調設備を整備するものであります。

4款衛生費1項3目健康館費につきましても、ことしの記録的な猛暑を踏まえ、健康館に空調設備を整備するものであります。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費につきましては、農地法の改正に伴い、農業委員会が新たに担う事務を円滑に実施できるよう、農地の有効利用を図る研修会の開催等に係る経費運営補正するものであり、3目農業振興費につきましては、松島産環境保全米の販売促進と付加価値を高めるため、企画に係る初期費用を補助するものであります。また、学校給食への地元産の安心・安全で新鮮な野菜等の利用割合の増大、出荷・配送体制の整備等に係る活動経費について、宮城県学校給食会より助成されることとに伴い、ふるさと食彩給食推進委員会への補助金を補正するものであります。

3項3目漁港管理費につきましては、県営事業で実施しております磯崎漁港広域漁港整備事業及び県単独漁港整備事業の事業費増に伴う町負担金を補正するものであります。

7款商工費1項2目商工業振興費につきましては、町が中小企業振興資金融資をあっせんした2社について、売上減少が原因で返済困難となったことから、宮城県信用保証協会が債務者にかわり金融機関に対して代理弁済したため、松島町中小企業振興資金融資規則に基づき、宮城県信用保証協会へ損失の補償金を補正するものであります。

8款土木費5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計繰出金を補正するものであります。

10ページをお開き願います。

10款教育費2項目小学校管理費及び3項1目中学校管理費につきましても、ことしの記録的猛暑を踏まえ、子供たちの健康管理・保持・増進を図るために小学校及び中学校の保健室等に空調設備を整備するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

1款町税1項2目法人につきましては、半導体事業の環境が回復してきたことに伴い、精密機械器具製造業の企業の利益が増収の見込みから、法人税割について補正するものであります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明した自立支援医療費及び補装具等の給付費に対する負担金を補正するものであります。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明した自立支援医療及び補装具等の給付費に対する負担金を補正するものであります。

2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明した民生委員推薦会及び心身障害者医療費に対する補助金を補正するものであります。

4ページをお開き願います。

5目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明した農地の有効利用を図る研修会の開催等に対する補助金を補正するものであります。

3項1目総務費委託金の統計調査費委託金につきましては、今年度実施の国勢調査等の指定統計に係る交付金額の確定に伴い補正するものであります。

19款1項4目介護保険特別会計繰入金につきましては、前年度塩釜地区障害者自立支援認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰り入れるものであります。

21款5項2目雑入の学校給食地場農畜産物利用拡大事業助成金につきましては、歳出でご説明



したふるさと食彩給食推進委員会への補助金に対する助成金を補正するものであり、前年度塩釜地区障害者自立支援認定審査事業精算金及び宮城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算金につきましては、平成21年度事業費の確定に伴い、前年度負担金の精算金を補正するものであります。

22款1項2目農林水産業債につきましては、歳出でご説明した県営事業で実施する磯崎漁港広域漁港整備事業に対する地方債を補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金及び減災基金への積み立てをするものであります。また、松島運動公園温水プール施設指定管理業務及び松島運動公園（管理事務所、多目的広場、野球場テニスコート等施設）指定管理業務並びに学校給食調理等業務について債務負担行為を設定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第15 議案第83号 平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第83号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（朗読説明）を議題といたします。

議案朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第83号

平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成22年度松島町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ621万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,954万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月10日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第83号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、国民健康保険団体連合会における審査支払システムの最適化に係る市町村負担金及び出産育児一時金並びに退職被保険者療養費、また、平成21年度の事業費確定に伴い、特定健康診査に係る国・県負担金、出産育児一時金補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の返還金を補正するものであり、財源につきましては、歳出でご説明した国民健康保険団体連合会における審査支払システムの最適化に係る市町村負担金等に係る国庫支出金等を補正し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第16 議案第84号 平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第84号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第84号

平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成22年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億453万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月10日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第84号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、前年度塩釜地区介護認定審査事業の負担金の精算金について一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第85号 平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） それでは、日程第17、議案第85号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第85号

平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成22年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出797万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,984万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による

平成22年12月10日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第85号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、長田第2雨水ポンプ場機器更新実施設計業務委託料及び雨水施設整備事業に係る土地購入費等を補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第86号 松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第86号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第86号

松島町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を松島町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成22年12月10日提出

松島町長 大橋 健 男

記

識見を有する者

住 所

氏 名 清 野 精 維

生年月日

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第86号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

現監査委員の清野精維氏が平成23年2月14日をもって任期満了となりますので、再度、清野精維氏を選任することについて同意を賜りたく、提案を申し上げるものであります。

清野氏は、清廉潔白な人柄と、県庁での豊富な行政経験は監査委員としてその職責を担うにふさわしい方でありますので、議員各位のご理解を賜り、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読並びに提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより議案第86号の採決を行います。

採決の方法については無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。

なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

投票の準備をさせます。

〔投票準備〕

○議長（櫻井公一君） 準備ができましたので、議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいまの出席議員は17名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、5番阿部幸夫議員、6番高橋利典議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

5番阿部幸夫議員、6番高橋利典議員、開票立ち会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）

投票総数 17票

有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち、

可とするもの 17票

否とするもの 0票

以上です。

○議長（櫻井公一君） 以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第86号松島町監査委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決せられました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

---

日程第19 議員提案第10号 松島町議会議員の定数に関する条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議員提案第10号松島町議会議員の定数に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。事務局より朗読させます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議員提案第10号

松島町議会議員の定数に関する条例の一部改正について

松島町議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月10日提出

提出者 松島町議会議員 小 幡 公 雄

賛成者 松島町議会議員 高 橋 辰 郎

松島町議会議員 尾 口 慶 悦

松島町議会議員 色 川 晴 夫

松島町議会議員 太 齋 雅 一

○議長（櫻井公一君） 続いて、提出者からの説明を求めます。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 17番小幡から、議員提案第10号松島町議会議員の定数に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、議会のより一層の効率化及び円滑化にかんがみ、地方自治のあり方を損ねることなく、民意の反映や行政に対する監視機能を果たし得る議員の定数等を調査するため設置された議員定数等調査特別委員会の調査及び検討結果に基づき、松島町議会議員の定数を18人から14人に削減するため、所要の改正を提案するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提出者からの説明が終わります。

---

日程第20 議員提案第11号 松島町議会委員会条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議員提案第11号松島町議会委員会条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。事務局より朗読させます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議員提案第11号

松島町議会委員会条例の一部改正について

松島町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月10日提出

提出者 松島町議会議員 小 幡 公 雄

賛成者 松島町議会議員 高 橋 辰 郎

松島町議会議員 尾 口 慶 悦

松島町議会議員 色 川 晴 夫

松島町議会議員 太 齋 雅 一

○議長（櫻井公一君） 続いて、提出者からの説明を求めます。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 17番小幡より、議員提案第11号松島町議会委員会条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、松島町議会議員の定数に関する条例の改正に伴い、第1常任委員会並びに第2常任委員会の委員の各定数を9名から7名に変更するため、所要の改正を提案するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提出者からの説明が終わりました。

本日の日程はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ散会とします。

再開は13日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時55分 散 会